

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月24日(金) 午後1時00分から午後2時00分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (10人)

会長	1番	星山隆啓
会長職務代理者	2番	山本光雄
委員	3番	日下正人
	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	7番	大西克史
	8番	森本允補
	9番	大仲香織
	10番	松長護
農地利用最適化 推進委員(4人)	高樋地区	11番 河原功
	嵯峨地区	12番 大岩和久
	宮前東地区	13番 池田吉信
	宮前西地区	14番 中野實

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 瀧倉裕介

7. 会議の概要

事務局 ただ今から、平成29年度11月総会を開会いたします。
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

本日の出席委員は、全委員10名が出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長をお願いいたします。

議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(異議なし)

それでは、8番 森本允補委員、9番 大仲香織委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の瀧倉裕介さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第22号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案5件でございます。議案第22号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より平成29年11月16日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が2件、新規の利用権設定の計画が3件で、面積は、11,395.46㎡です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1と整理番号2につきましては、利用権の設定等を受ける者が同一の案件であり関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきます。

整理番号1の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[]の[]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]の[]さんです。土地の所在地については、[]99番1、現況 畑、155㎡ほか4件で、利用目的はすだちです。始期は平成29年12月1日から終期は平成34年11月30日の5年契約です。

整理番号2の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]の[]さんです。土地の所在地については、[]73番1、現況 畑、730㎡、[]88番1、現況 畑、42㎡、[]91番1、現況 田、328㎡で、利用目的はすだち、柚、水稻です。始期は平成29年12

月1日から終期は平成32年11月30日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

9番 場所は、資料1をご覧ください。国道バイパスを音羽川の森ノ宮の橋を渡って、左右両方で橋から神山方面に70m程行く途中に左側に側道があります。その側道を上がった所に家があり、その周りの農地になります。この家を買った方が農業をしたいとのこと。■■■■さんの農地は以前は違う方が作っていましたが、■■■■99、110、111-1、111-2、113-1は今もスダチがなっていて、今回借りる方が収穫をしていたみたいです。もう一件■■■■さんの分に関しても一緒に作らせてくださいということです。借りる人は家や家屋等を買って引っ越して来ている方ですが、スダチ等々に関しては、家の近くというので作ってみたいとのこと。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

6番 場所は■■■■の集会所の下の家ですか。

9番 違う場所です。以前の村長の■■■■の家の前です。

14番 ■■■■さんの家で、■■■■さんの向かい側です。

9番 家を購入してからは10年くらいになります。最初は家の西側の斜園地で家庭菜園をごっそりしていました。

10番 ■■■■さんはずっと佐那河内に住まわれていますか。

9番 いるにはいますが、ずっと住んでいる様子ではありません。

1番 ■■■■さんは以前事故をして農業をしていないようです。

9番 はい。■■■■さんはこの夏に事故して、体痛いということもあり、女性一人では広くはできないとのこと。

議長 それでは、整理番号1及び整理番号2について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1及び整理番号2は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■30番2、現況 畑、5、950㎡で、利用目的はみかんです。始期は平成29年12月1日から終期は平成32年11月30日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。

私の方から説明します。場所は、資料の2ページ目にあります。府能の方

から上がっていきまして和協ですか。ヘアピンの所を地図の左の方に行って、
■■■さんの家の手前を下に降りて行って、ずっと下に■■■さんの家があります。
それまで道が繋がっているのですが、車が通れる状態ではないのです。
その途中に■■■30-2があるのですが、今はちょっと荒れている状態でキ
ウイを作っていました。現況ではみかんを作るとのことですが、なかなか厳
しいのではないかと思います。

議 長 ただいま説明しましたが、何かご質問はありますか。

現場は、なかなか農業は難しいところです。■■■さんは移住してきて住ま
われている方です。

13番 ■■■さんの家の奥です。

議 長 窓がない家です。

14番 あの家ですか。

事務局 場所が場所ですので、事務局の方で提出時に聞き取りをしています。■■■
さんは木頭の方の出身で若い頃は柚の手伝いをしていたので、農業経験はあ
るそうですね。仕事に関しては夜勤のお勤めをされており、昼間は農業はでき
る状況だと聞いています。場所に関しても3年契約ですので、3年間は必ず
面倒を見る様に説明はしています。

議 長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号4の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の
設定等をする者の住所、氏名は、■■■さんで、利用
権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■さん
です。土地の所在地については、■■■81番、現況 畑、1,408㎡
の内700㎡で、利用目的は菜の花です。借賃については、10aあたり7,143
円であり、1筆で5,000円になります。始期は平成29年12月1日から終
期は平成32年11月30日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第
18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。

これも私の方から説明します。場所は、資料の3ページになります。昔の
徳バスの回転所のところから左に入った川沿いになります。■■■81の南半
分は町の方が借りて耕作しています。北側を■■■さんが借りています。■■■
さんはいろいろ借りていますが、あまりいい評判はありません。田も稲の手
入れをあまりせず、収穫を上げている状態ではありません。今回役場への説
明がないので辞めますかと言おうと思いましたが、やるということをお願い
する状態です。今まで年2回草を刈ってなすびとふゆわらべを作っていますが、
かなり遊ばしています。本人がやるということですのでお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

14番 いいのではないですか。

議長 ■■■■■が作ったりもしています。

議長 それでは、整理番号4について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号5についてですが、農業委員自身に関する事項が含まれております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係する委員はこの議案に関与することができませんので、退室をお願いいたします。

(■番 ■■■■■委員 退室)

続いて整理番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号5の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■8番1、現況 田、1、284㎡で、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり15,576円であり、1筆で20,000円になります。始期は平成29年12月1日から終期は平成34年11月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

11番 私の方から委員さんに代わりまして説明します。場所は資料1の4ページ目にあります。国道438号線を市内に向かって行きますと高樋峠手前に信号があります。そのこの三叉路を勝浦佐那河内線に下って行きますと落合橋が見えてきます。この橋を渡ってすぐ右にあります。進入路は左側の5、60m先にこの橋を潜るように農道があります。軽四は通行できますが、村内を流れる2つの川が500m先に合流しておりまして、大雨の時には毎年ではございませんが、冠水をしています。耕作状況ですが、双方とも兼業農家でございまして、耕作人は大小はありますが、水稻をしています。

14番 問題はなしですね。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

議長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました。

(■番 ■■■■■委員 入室)

次に、議案第23号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を、議案に供します。

事務局より、議案第23号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。議案第23号の農地法第3条第1項の規定による許可申請は、1議案3件で、所有権の移転に関する件です。

整理番号1の譲渡人の住所、氏名は、■■■■■■■■■■さん
で、申請の理由は相手側の要望であり、譲受人の住所、氏名は、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■、現況 田、499㎡になり、利用目的は水稻になります。

本件につきましては、譲受人が取得後のすべての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通作距離などをみても問題がないこと、取得面積を合わせ農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

9 番 それでは説明させていただきます。先程の経営基盤強化促進法の申請者さんと同じ人になりますが、場所は国道438号線を音羽川にかかる森ノ宮の橋を渡って国道の上を3mぐらい上がった道ぶちにあります。今年春に菜の花、その後、水稻を■■■■さんが作っていました。■■■■さんも高齢ということもあり、除々に面積を減らしています。今回買う農地は■■■■さんの家の前の所にあり、そちらを購入するとのことでした。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

今回の下限面積に関係はあるのですか。

事務局 あります。

議 長 ■■■■さんができないということもありますが、耕作するのでしたら荒れることはないと思います。

議 長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の譲渡人の住所、氏名は、■■■■■■■■■■さんで、申請の理由は相手側の要望であり、譲受人の住所、氏名は、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■■■■■■8番3、現況畑、159㎡になり、利用目的はみかんになります。

本件につきましては、譲受人が取得後のすべての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通作距離などをみても問題がないこと、取得面積を合わせ農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 ありがとうございます。

私の方から説明いたします。場所は、■■■■に■■■■ができていますが、あそこから南に行きまして、橋を渡り、右の方に行き、■■■■の奥になります。新しい家がありまして、■■■■が■■■■の家であり、今回出ている■■■■8-3があります。現況はみかんを■■■■が植えて、■■■■が続けて耕作をしようということでした。

一人暮らしですか。

次に、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議案に供します。

事務局より、議案第24号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、1議案1件です。

整理番号1と整理番号2は、共同申請になります。

整理番号1の権利の種類につきまして、譲渡人の住所、氏名は、
■■■■■の■■■■■さんで、譲受人の住所、氏名は、
■■■■■の■■■■■さんです。申請地の所在地は、■■■■■66番2、現況 畑、
1,463㎡の内1,081.69㎡、■■■■■101番2、現況 畑、1
6㎡で、転用の目的は宅地、作業所です。

整理番号2の権利の種類につきまして、譲渡人の住所、氏名は、
■■■■■の■■■■■さんで、譲受人の住所、氏名は、■■■■■の
■■■■■さんです。申請地の所在地は、■■■■■104番、現況 畑、327
㎡で、転用の目的は宅地、作業所の設置です。

転用事由の詳細につきましては、現在、申請地の近くで■■■■■
■■■■■で生活しておりますが、この度、申請地を購入し、住居と作業所を新築
する計画が持ち上がり、交通の便も良く、作業所も効率よく作業でき、家族
も広々と暮らせこともあり、申請地に住居兼作業所を建築するとのことでした。

申請地の農地区分につきましては、農用地区域外であり、集团的に存在し
ている農地その他良好な営農条件を備えている農地、いわゆる第1種農地に
は該当しません。また、転用計画においても、係る営農条件に支障を生ずる
おそれがあると認められる場合の不許可要件については、該当しないと思わ
れます。

議長 ありがとうございます。

私の方から説明いたします。場所は、地図の7ページになります。長願寺
がありますが、国道の上の長願寺との間にあります。そこにある3筆ですが、
今年の6月に農業用地区域からの除外申請が出ており、許可しています。多
田さんはちょっと上に上がった所で作業所をしていますが、ちょっと手狭と
いうことで下の方に降りてきて作業所を開設するとのことでした。5条とい
うのは土地地目を変えて、更に所有権も移転します。この場合は■■■■■さん
から申請することになっています。

事務局 農地法第5条の申請は両名による申請になっています。

議長 何かご質問はありますか。

10番 ■■■■さんは何をされている方ですか。

議長 ■■■■をしています。今流行っているみたいです。

9番 ■■■■さんのところを借りてしています。手狭になっているので店を大きく
するみたいです。

議長 借りている所は■■■■■さんの家の道を挟んで下にあります。

2番 ■■■■さんが農業はしているのですか。

議 長 農業をすところではなく、転用するので下限面積は関係ありません。

事務局 下限面積は農地を農地のまま買うといった3条申請には必要ですが、農地を別のものにする転用には関係ありません。

2 番 現在は農地ですか。

議 長 農地です。

2 番 今回から宅地になるのですか。

事務局 売買と地目を変更する申請になります。
【3条申請と4, 5条申請についての説明】

1 4 番 ここはスタチを植えていますが、元々はかなり浅い。

2 番 段々な所です。

1 4 番 宅地にするには地盤の堅い良いところです。スタチは照りが続くと、すぐに葉がひっくり返る。

2 番 これからきって平らにするのですか。

1 4 番 元々それほど段々なところではありません。

事務局 議案書と一緒に遅らせていただきました資料5ですが、5枚目に断面図を添付しています。更に1枚戻っていただきまして地図を載せています。■さんが所有しているところが若干高くなっていますので、そこを低くし反対側を盛り土して平らにする計画です。

2 番 ここは地滑り地では。

事務局 地滑り地ではないと思います。

1 4 番 ここはかなり堅い土地です。

2 番 保証人の■さんはどちらの方ですか。

9 番 奥さんのお母さんになります。

議 長 お母さんは■で■をしている方ですか。

1 4 番 そうです。

1 0 番 添付されている資料は全て必要になるのですか。

事務局 事業になりますので、今回に必要な書類は全て提出していただいています。
【転用に必要の添付資料、転用の流れについての説明】

議 長 それでは、整理番号1及び整理番号2について、ご異議ございませんか。
(異議なし)



議 長 異議がないと認めますので、整理番号1及び整理番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項はありません。

議 長 特に報告事項はないようですので、それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際に、その他の件についてご発言があればお願いいたします。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成29年度11月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長	星山 隆啓	
佐那河内村農業委員会委員	森本 允補	
佐那河内村農業委員会委員	大仲 香織	